

ぬ權越はすなはち忍勝の同属なり。管属議りて曰はく「殺人の罪を断らしめよ。故に輒く焼き失はず」といひて、地を点めて家を作り殯り收めて置く。死にて五日を歴てすなはち甦り、親属に語りて言はく「召す使五人、共に副ひて疾く往く。往く道の頭にはなはだ峻しき坂有り。坂の上に登りて躊躇ひて見れば、三の大なる道有り。」の道は平にして広し。「」の道は草生えて荒る。「」の道は藪を以ちて塞る。衢の中に王有り。使白して言さく「召せり」とまうす。王平なる道を示して言はく「是の道より將よ」とのたまふ。王の使衛み往く。道の末に大なる釜有り。釜の湯気焰の如く、涌沸くこと波の如く、吼鳴ゆること雷の如し。すなはち忍勝を取りて、井と彼の釜に投る。釜冷えて破裂れて四の破と成る。爰に二の僧出で来り、忍勝を問ひて言はく「汝何の善を作はす」といふ。答へていはく「我れ善を作はず。ただし大般若經六百巻を写さむと欲ひき。故にまづ願を發してまだ書き写さず」といふ。時に、三の鉄の札を出して、校ふれば白すが如し。僧告げて言はく「汝實に願を發し出家し道を修ふ。是の善有りといへども住める堂の物を多用する。故に汝の身を摧くなり。今還りて願ふことを畢へ、後に堂の物を償へ」といふ。纔放たれて還来り、三の大なる衢を過ぎて坂より下りてすなはち見れば、甦返る」といふ。

一殺意なく闇殺して人を殺したばあいは絞、刃を用いて人を殺したばあいと故意に人を殺したばあいでも、その岐路が叙述され同じひとつ冥界でおこつた異なるふたつの事例を説話化したもの。本説話にみえ王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。六中国説話の世界では、冥界の岐路が叙述さればあいでも、その岐路がどのような状態なのか、岐路のひとつに平坦な道が含まれているのかないのか、記されはない。七下、「坂岸、岸下見有：鷦湯刀劍楚毒之具、應時悟是地獄」（法苑林宗祠篇）と本説話とは、同じひとつの冥界でおこつた異なるふたつの事例を説話化したもの。五本説話にみえ王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。六本訓积井（井か／ソハト）。井は、井の中に物を投げ入れたときの音をあらわす文字。九下卷二十二縁。一〇下卷二十二縁。二編一は「一すると同時に、の意。三原文即見。見ると同時に、の意。八文延喜式、神名帳に、近江国野洲郡に御上神社がある。現在の御上神社である。本説話によれば御上神社は陀我大神を祭っているが、延喜式・神名帳にみえる近江国犬上郡の多何神社（現在の多賀大社）との関係は不明。神祇正宗に内裏三十番神を述べて十八日の箇所に三山（上か）大明神」をあげ、「今ノ多賀大明神、本地ハ伊奘諾尊也」としている。五二四二八八文を二貫をひとまとまりの単位のよう考へて記すならば、一七四×二貫十二

八八文となる。本説話は、これをあらわす表現を誤写したか。

第二十四縁 神が罪の報いの身である、とされ、私の優位が示される。扶桑略記・光仁天皇条に引用。

斯れすなはち願を發したる力なり。物を用し災は、是れ我が招ける罪なり。地獄の咎にあらず。大般若經に云はく「おほよそ錢一文を一十日に至りて倍さば、一百七十四万三貫九百六十八文に倍して在らむ。故に竊に一文の錢すら盜み用ることなけれ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁 第二十

四

近江国野州郡の部内の御上嶺に、神の社有り。名けて陀我大神と曰ふ。封六戸を任せ奉る。社の邊に堂有り。白壁天皇の御世の宝龜年中に、其の堂に居住める大安寺の僧惠勝、暫頃修行ふ時に、夢に人語りて言はく「我が為に經を読み」といふ。驚き覚めて念ひ怪ぶ。明日にそき猿現れ來りて言はく「此の道場に住みて、我が為に法華經を読め」といふ。僧問ひて言はく「汝は誰れぞ」といふ。猴答へて言はく「我れは東天竺國の大王なりき。彼の國に修行僧有り。従者の數千なり。所以に農業怠る數千といふは、千余の数を數千と云ふなり。因りて我れ制めて言はく「従者多くあることなけれ」といひき。其の時

に我れは從衆の多きことを禁めて、道を修ふことを妨げざりき。道を修ふことを禁めずといへども、從者を妨ぐるに因りて罪の報と成りて、なほ後の生に此の獮猴の身を受け、此の社の神と成る。故に斯の身を脱れむが為に、此の堂に居住みて我が為に法華經を読め」といふ。僧言はく「然れば供養し行はむ」といふ。時に獮猴答へて曰はく「本より供ふべき物無し」といふ。僧言はく「此の村に糲多有り。此れを、我が供養の料に充てて経を読みしめよ」といふ。

獮猴答へて言はく「朝廷我れに貺ふ。而れども典れる主有りて、己が物と念ひて、我れに免さず。我れ恣に用はず」といふ。典れる主とは、すなはち彼の神の社の司なり。僧言はく「供養無くは、何為経を読み奉らむ」といふ。獮猴答へて言はく「然れば、浅井郡に諸の比丘有り。六卷抄を読まむとす。故に我れ其の知識に入らむ」といふ。浅井郡は、同じき国内に有る郡なり。六卷抄は是れ律の名なり。此の僧念ひ怪びて、獮猴の語に隨ひて、往きて檀曰の山階寺の満願大法師に告ぐ。獮猴の説へたる語を陳ぶ。其の檀曰の師、受けずして言はく「此れ猴の語なり。我れは信はず。受けず。聽かず」といふ。すなはち抄を読まむとして、設をする頃に、堂童子優婆塞、忽々しく走り来りて言はく「小き白き猴堂の上に居る」といふ。纏見れば九間の大なる堂、仆ること微き塵の如く、みなことごとに大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。

夫れ善き道を修ふことを妨げて、儻獮猴と成る報を得。故に僧を勧へ催すなり。なほ妨ぐるべからず。惡しき報を得るが故に。往昔過去に、羅睺羅国王作りし時に、一の独覺を制めて、食を乞はしめず、境に入ることを聽さず、七日頃飢ゑあしめき。此の罪の報に依りて、羅睺羅六年生れず、母の胎の中に在りといふは、其れ斯れを謂ふなり。

とく折れ摧く。仏の像みな破れ、僧坊みな付る。見れば誠に告げたるが如し。既にことごとく破れ損はる。檀曰と僧と更に七間の堂を作り、彼の陀我大神の名を頸せる猴の語を信ひて、同じく知識を入れて、願ふ所の六卷抄を読み、并に大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。

宝亜四年(壬辰)三月、近江国に大風が吹き荒れた(統紀)。本説話にみえる堂舎の一瞬にしての崩壊は、おそらくはその時の大風によるものであろう。本説話は、堂舎の崩壊を神のしわざとして説明しようとするもの。

三原文「信彼陀我大神願名猴之語」。

一 罪業に対する報果として受けた身。
 二 「西天ノ靈鷲山ノ鎮守ハ以猿為使者」(天溪風拾葉集)とあるような、天竺とサルとのイメージの結びつきにもとづく。
 三 上文に「封六」(とある)、天竺とサルとのイメージの結びつきにもとづく。
 四 底本訓釈(典可止礼留)。
 五 どのようにして。
 六 滋賀東浅井郡伊香郡あたり。
 七 道宣の四分律別部繫闘行事録。六巻に調巻があるばかりがあつた。
 八 「檀越に同じ」施主。
 九 興福寺。

二 未詳。本説話以外に所伝をみない。「大法師」は「下巻十七縁」。一するに同時に、の意。
 三 ここにみえる「九間」、下文にみえる「七間」は、母屋(の)桁行(梁)棟(の)方向の柱間(柱)の数がそれれ九、七であることを示す。きわめて大規模な堂舎がたち並んでいたらしい。

長男紀馬養は、紀伊国安蹄郡吉備郷の人なり。小男中臣連祖父麿は、同じき国海部郡浜中郷の人なり。紀万侶朝臣、同じき国日高郡の潮に居住み、網を結びて魚を捕る。馬養と祖父麿と二人傭賃ひて年の借を受け、万侶朝臣

大海に漂流れ敬ひて釈迦仏の名を称へて命を全くする

こと得る縁 第二十五

第二十五縁 今昔物語集・二ノ十四に書承。成年人の男子。戸令にみえる「丁」と同意か、とする攷証の説によるならば、「二十歳以上上の男子(戸令)。七五七年以降は二十二歳以上とされた(類聚三代格・十七)。

云未詳。本説話以外に所伝をみない。

五 和歌山県有田郡吉備町あたり。

六 戸令によれば四歳以上十六歳以下(七五七年以降は十七歳以下)の男。

云未詳。本説話以外に所伝をみない。

三 和歌山県日高郡、御坊市あたり。「潮」は日高川河口あたりであろうか。